

## 見守り 新鮮情報

顔のリフトアップが約1万4千円というCMを見て美容整形外科に行った。医師ではない人にカウンセリングを受け「年齢的に安価な施術より他の施術と組み合わせた方がよい、約半額にできる」などと言われた。症例を見せながら「こんなに変わる、

**絶対に失敗はない**と

強調され、約50万円で

契約した。リスクの説明はなかった。「今すぐに」と勧められ、**当日施術**を受けたが、リフトアップの効果が感じられず**左右のバランスが違った。**

(60歳代)



©Kurosaki Gen

# 冷静に判断して! 美容医療 サービスのトラブル

## ひとこと助言

慎重にね



- 美容医療サービスの施術には身体への危険が伴います。広告等の情報をうのみにせず、他の医療機関や法に基づき設置されている医療安全支援センターでも情報収集を行いましょう。
- 施術を受けるかは、医師から施術内容や料金、効果やリスクなどについて、十分な説明を受けた上で、慎重に判断することが重要です。
- 医師から十分な説明を受けたとしても、美容医療は多くの場合、今すぐに施術する必要はありません。いったん家に戻って落ち着いてから決めましょう。クリニックに行ったその当日に施術を勧められたり「今日契約すれば割り引く」などと契約を急かされたら要注意です。
- 施術の内容や期間、金額によっては、クーリング・オフできる場合もあります。困ったことがあれば、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第458号（2023年8月1日）発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 **829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 10時～17時（土日祝も可 月曜定休）